

議第 8 0 号

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定め
る条例の一部を改正する条例

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平
成 3 1 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
(職員の配置) 第 3 条 認定こども園には、満 1 歳未満の 子どもおおむね 3 人につき一人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の子どもおおむね 6 人につき一人以上、満 3 歳以上満 4 歳未 満の子どもおおむね <u>2 0 人</u> につき一人以 上、満 4 歳以上の子どもおおむね <u>3 0 人</u> につき一人以上の教育及び保育に従事す る者を置かなければならない。ただし、 常時二人を下回ってはならない。 2 略	(職員の配置) 第 3 条 認定こども園には、満 1 歳未満の 子どもおおむね 3 人につき一人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の子どもおおむね 6 人につき一人以上、満 3 歳以上満 4 歳未 満の子どもおおむね <u>1 5 人</u> につき一人以 上、満 4 歳以上の子どもおおむね <u>2 5 人</u> につき一人以上の教育及び保育に従事す る者を置かなければならない。ただし、 常時二人を下回ってはならない。 2 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育
の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 3 条第 1 項の
規定は、適用しない。この場合において、改正前の第 3 条第 1 項の規定は、この
条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条
第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設
備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条
例案を提出する。